被扶養者認定に係る提出書類一覧

区分 ＼ 提出書類（※次ページの参考を参照してください。）	被扶養者申告書【認定用】	個人番号届書	扶養事情申請理由書	扶養事実発生日が確認できる書類	続柄を明らかにする書類（戸籍謄本等）	所得証明書又は非課税証明書	【就労者】給与支払額等を明らかにする書類	【年金受給者】年金額改定通知書等の写し	【自営業者等】確定申告書等の写し	【学生である者】在学証明書等	【障害者又は病気療養中の者】医師の診断書又は障害者手帳の写し	【別居】送金の事実を明らかにする書類	【夫婦共同扶養】組合員及び配偶者の収入を明らかにする書類	【組合員と同一の世帯でないと被扶養者になれない方は、組合員と同一の世帯であることを明らかにする書類】世帯全員の住民票	【他に扶養義務者がいる場合】申立書	その他
［新規認定］																
普通認定 ／ 扶養手当該当者	○	○	○	○												
特別認定 ／ 幼児から中学生	○	○	○	○	○							■	■	■		
特別認定 ／ 高校生	○	○	○	○	○					☆		■	■	■		
特別認定 ／ 大学生・専門学校生等	○	○	○	○	○	○	■			○		■	■	■		
特別認定 ／ 収入がない者（家事従事、求職者等）	○	○	○	○	○	○		■			■	■	■	■	■	
特別認定 ／ 退職等により収入が減少する者	○	○	○	○	○	○	■	■			■	■	■	■	■	
特別認定 ／ １３０万円未満の収入がある者	○	○	○	○	○	○	■	■	■		■	■	■	■	■	
特別認定 ／ １３０万円以上１８０万円未満の収入がある者（６０歳以上の方又は障害を支給事由とする年金を受給している方）	○	○	○	○	○	○	■	■	■		■	■	■	■	■	
［継続認定］																
普通認定から特別認定 ／ 幼児から中学生	○		○	○								■	■	■		
普通認定から特別認定 ／ 高校生	○		○	○						☆		■	■	■		
普通認定から特別認定 ／ 大学生・専門学校生等	○		○	○		○	■			○		■	■	■		
普通認定から特別認定 ／ １３０万円未満の収入がある者	○		○	○		○	■	■	■		■	■	■	■		
普通認定から特別認定 ／ １３０万円以上１８０万円未満の収入がある者（６０歳以上の方又は障害を支給事由とする年金を受給している方）	○		○	○		○	■	■	■		■	■	■	■		

○・・・必ず提出してください。　　■・・・該当する場合は提出してください。　☆・・・高校生は、生徒手帳の写しを提出してください。

参考

扶養事実発生日が確認できる書類	新規：扶養事実及び認定年月日を確認するため、事実発生日（退職、結婚、離婚など）がわかる書類 退職辞令の写し、離職証明書等、出生の場合は、出生日が確認できる書類（出生証明書、戸籍等のコピー） 継続：任用替えによる場合は、任用通知（辞令）のコピー 満23歳に達することによる継続は、事実発生日がわかる書類は不要
続柄を明らかにする書類	新規：戸籍抄本（戸籍個人事項証明）、戸籍謄本（戸籍全部記載事項証明） 住民票は不可 継続：提出の必要なし
所得証明書又は非課税証明書	市区町村発行の所得証明書又は非課税証明書
【就労者】 給与支払額等を明らかにする書類	すでに就労している者・・・毎月の給与明細の写し、給与支払証明書 これから就労する者・・・事業主の収入見込証明書等
【年金受給者等】 年金額改定通知書等の写し	老齢厚生年金、老齢基礎年金等（遺族年金、障害年金を含む。）の年金年額が確認できるもの 個人年金の年金年額が確認できるもの
【自営業者等】 確定申告書等の写し	営業所得、農業所得、不動産所得、譲渡所得等がある場合は、確定申告書のコピー
【学生である者】 在学証明書等	高校生は、生徒手帳のコピー
【障碍者又は病気療養中の者】 医師の診断書又は障害者手帳の写し	
【別居】 送金の事実を明らかにする書類	通帳のコピー（氏名、金額が確認できるもの）又は為替領収証のコピー 現金手渡ししている場合は、組合員の通帳のコピー（現金出金をしたことがわかるページ）の余白部分に誰に手渡ししている旨の申立てを記入し署名する。
【夫婦共同扶養】 組合員及び配偶者の収入を明らかにする書類	被扶養者でない配偶者がいる場合、組合員と配偶者の収入を比較して主たる生計維持者を確認します。 ※配偶者が被扶養者の場合、提出は不要 ※配偶者が公立学校共済組合の組合員の場合、提出は不要 ・組合員の源泉徴収票のコピー ・配偶者の所得がわかる書類（所得証明書のコピー、源泉徴収票のコピー、年金改定通知のコピーなど）
【組合員と同一の世帯でないと被扶養者になれない方は、組合員と同一の世帯であることを明らかにする書類】 世帯全員の住民票	組合員と同一世帯に属することを認定要件とされる者は、世帯全員の住民票を提出してください。
【他に扶養義務者がいる場合】 申立書	他に扶養義務者がいる場合は扶養していない旨の申立書
その他	公立学校共済組合栃木支部が状況を確認のうえ、必要とする書類